

田原本町下水道用マンホール蓋のデザイン利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田原本町下水道用マンホール蓋のデザイン（以下単に「デザイン」という。）を利用する際の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図り、もって本町の下水道に対する町民等の理解を深め、本町のイメージの向上に寄与することを目的とする。

(デザイン)

第2条 デザインは、別図のとおりとする。

(利用の申請)

第3条 デザインを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ田原本町下水道用マンホール蓋デザイン利用承認申請書（様式第1号）に企画書を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の承認)

第4条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあると認めるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (4) 町の信用又は品位の失墜に至るおそれがあると認めるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することと認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が利用することを適当でないとき。

2 町長は、前項の規定により利用を承認したときは田原本町下水道用マンホール蓋デザイン利用承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは田原本町下水道用マンホール蓋デザイン利用不承認通知書（様式第3号）により当該申請者に対し通知するものとする。

3 前項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用し

ようとする前に当該利用の承認に係る物件の完成後の写真等(電磁的記録を含む。)を町長に提出しなければならない。

(利用等)

第5条 デザインを利用できる者は、利用者に限る。

2 デザインの利用料は、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに利用し、町長の指示する利用条件に従うこと。

(2) デザインの形状及び色彩について改変しないこと。

(3) デザインのイメージを損なう利用をしないこと。

(4) デザインを利用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 意匠法(昭和34年法律第125号)の規定による意匠登録、商標法(昭和34年法律第127号)の規定による商標登録その他の著作物に関する自己の権利の設定、登録等をしないこと。

(6) デザインであることを明示すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(承認内容の変更)

第7条 利用者が承認された内容を変更しようとするときは、田原本町下水道用マンホール蓋デザイン利用変更承認申請書(様式第4号)に変更内容が確認できる資料等を添えて、直ちに町長に申請しその承認を受けなければならない。

(利用承認の取消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消すものとする。

(1) 利用者が第4条第1項各号のいずれかに該当し、又は第6条各号に規定する遵守事項に違反したとき。

(2) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により利用の承認の取消しを決定したときは、田原本町下水道用マンホール蓋デザイン利用承認取消通知書(様式第5号)により当該利用者に対し通知するものとする。

3 第1項の規定により利用の承認を取り消された者は、前項の規定による通知が

あつた日以後においてデザインを利用してはならない。

4 第1項の規定による承認の取消しにより利用者に損害が生じても、町長は、その責を負わない。

(事故、苦情等の処理)

第9条 デザインを利用した製作物等に関する事故、苦情等が発生したときは、利用者がその責任において必要な措置を講じなければならない。

(事務の取扱い)

第10条 デザインに係る利用の申請の受理その他の事務の取扱いは、下水道課が担当するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、デザインの利用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。